

Weekly コラム

平成 30 年 12 月 11 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

大きく変わる今年の年末調整

◆平成 30 年分の所得税から控除が変わる

平成 29 年度の税制改正において、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分の所得税から適用されることになりました。これに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書の記載事項等の見直しが行われていますので、今年の年末調整事務は注意が必要です。

◆変更点1 配偶者控除の見直し

従来は所得者本人の所得金額に制限はなく、控除対象配偶者がいる場合は誰でも 38 万円(老人控除対象配偶者の場合 48 万円)の控除が受けられました。しかし、改正後は、所得者本人の収入に応じて控除額が逡減する仕組みが加わり、本人給与収入が 1,120 万円(合計所得金額 900 万円)を超えた場合の控除額は次のようになります。

(1)給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下(所得金額 900 万円超 950 万円以下)の控除額 26 万円(32 万円)

(2)給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下(所得金額 950 万円超 1,000 万円以下)の控除額 13 万円(16 万円)

(3)給与収入 1,220 万円超(所得金額 1,000 万円超)の控除額 0 円

※〈 〉内は老人控除対象配偶者の控除額

◆変更点2 配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の所得金額が給与収入 150 万円以下(合計所得金額 85 万円以下)の場合、配偶者控除と同額の控除が受けられるよう見直されました。また、適用範囲が拡大し、配偶者の合計所得金額が改正前の「38 万円

超 76 万円未満」から「38 万円超 123 万円以下(給与収入 103 万円超 201 万円以下)」となりました。一方、配偶者控除と同様に、所得者本人の合計所得金額に応じて控除額が逡減する仕組みが加わっています。

◆留意すべき事項

改正後の配偶者特別控除は適用区分が細分化され、複雑化しています。所得者本人と配偶者の所得金額を正確に把握しないと控除額の計算が行えませんが、配偶者特別控除申告書の記載に当たっては十分な確認が必要でしょう。また、配偶者特別控除を受けられる配偶者の所得金額要件が拡大しましたが、社会保険の被扶養者要件は変更されていませんので、被扶養者となるためには所得調整が必要です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。